

第15期 中間決算公告

2024年12月25日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
株式会社大和ネクスト銀行
代表取締役社長 下村直人

中間貸借対照表
(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,056,372	預 金	4,208,521
コールローン	15,000	売 現 先 勘 定	39,339
有 価 証 券	1,401,341	債券貸借取引受入担保金	453,716
貸 出 金	2,301,744	借 用 金	953,000
外 国 為 替	4,626	外 国 為 替	8
そ の 他 資 産	108,074	そ の 他 負 債	84,190
そ の 他 の 資 産	108,074	未 払 法 人 税 等	2,301
有 形 固 定 資 産	6	そ の 他 の 負 債	81,889
無 形 固 定 資 産	5,659	賞 与 引 当 金	122
支 払 承 諾 見 返	4,624	役 員 賞 与 引 当 金	57
貸 倒 引 当 金	△46	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	25
		繰 延 税 金 負 債	1,418
		支 払 承 諾	4,624
		負債の部合計	5,745,025
		(純資産の部)	
		資 本 金	50,000
		資 本 剰 余 金	50,000
		資 本 準 備 金	50,000
		利 益 剰 余 金	48,546
		そ の 他 利 益 剰 余 金	48,546
		繰 越 利 益 剰 余 金	48,546
		株 主 資 本 合 計	148,546
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,623
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6,453
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,830
		純資産の部合計	152,377
資産の部合計	5,897,403	負債及び純資産の部合計	5,897,403

中間損益計算書
 (2024年 4月 1日から
 2024年 9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	51,023
資 金 運 用 収 益	49,311
(うち 貸 出 金 利 息)	(20,621)
(うち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(17,846)
役 務 取 引 等 収 益	92
そ の 他 業 務 収 益	1,419
そ の 他 経 常 収 益	200
経 常 費 用	43,910
資 金 調 達 費 用	24,058
(うち 預 金 利 息)	(12,877)
役 務 取 引 等 費 用	7,603
そ の 他 業 務 費 用	6,963
営 業 経 費	4,422
そ の 他 経 常 費 用	863
経 常 利 益	7,112
税 引 前 中 間 純 利 益	7,112
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,136
法 人 税 等 調 整 額	△7
法 人 税 等 合 計	2,129
中 間 純 利 益	4,983

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具備品 5年～18年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署及び審査所管部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、出向従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算基準による支払見積額の当中間期負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算基準による支払見積額の当中間期負担分を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、取締役については2023年3月31日における取締役退職慰労金規程等に基づく当中間期末要支給額を、監査役については監査役退職慰労金規程に基づく当中間期末要支給額を計上しております。なお、当社は2023年4月26日開催の取締役会において2023年3月31日限りで取締役退職慰労金規程を廃止することを決議しており、当中間期末における取締役に対する役員退職慰労引当金残高は、取締役退職慰労金規程廃止時（2023年3月31日）までの在任期間に対応する取締役退職慰労金として、廃止時かつ当中間期末に在籍している取締役への要支給額等を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2024年7月1日）に規定する繰延ヘッジによっております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジのうちヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているものは、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。それ以外のものについてはヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し両者の変動額を基礎にして判定しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7. グループ通算制度の適用

当社は、株式会社大和証券グループ本社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当中間会計期間の期首から適用しており、当該会計方針の変更は、過去の期間のすべてに遡及適用されます。なお、当該会計方針の変更により中間財務諸表に与える影響はありません。

追加情報

該当ありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	708,781百万円
貸出金	1,271,118百万円

担保資産に対応する債務

売現先勘定	39,339百万円
債券貸借取引受入担保金	453,716百万円
借入金	953,000百万円

その他の資産には、金融商品等差入担保金8,942百万円、保証金149百万円が含まれております。

2. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、25,387百万円であります。

なお、これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 13百万円

（中間損益計算書関係）

該当ありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券	418,824	757,580	—	1,176,404
その他有価証券	418,824	757,580	—	1,176,404
国債・地方債	108,123	12,865	—	120,988
社債	—	185,904	—	185,904
外国債券	274,210	492,966	—	767,177
受益証券	36,490	65,843	—	102,333
資産計	418,824	757,580	—	1,176,404
デリバティブ取引(*1)(*2)	—	64,727	—	64,727
通貨関連	—	16,459	—	16,459
金利関連	—	48,267	—	48,267
デリバティブ取引計	—	64,727	—	64,727

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(*2) 当社は、一部の有価証券等にかかる金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために、金利スワップ及び為替スワップ等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っており、主に、繰延ヘッジを適用しております。デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間貸借対照表計上額は51,053百万円となります。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位:百万円)

区 分	時 価				中間貸借対照表計上額	差 額
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計		
有価証券	—	201,361	—	201,361	211,187	△9,825
満期保有目的の債券	—	201,361	—	201,361	211,187	△9,825
国債・地方債	—	44,437	—	44,437	44,610	△173
社債	—	156,924	—	156,924	166,576	△9,652
貸出金(*)	—	—	2,299,933	2,299,933	2,301,711	△1,778
資産計	—	201,361	2,299,933	2,501,295	2,512,899	△11,604
預金	—	4,207,083	—	4,207,083	4,208,521	△1,438
借入金	—	949,401	—	949,401	953,000	△3,598
負債計	—	5,156,484	—	5,156,484	5,161,521	△5,037

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

なお、「現金預け金」「コールローン」「売現先勘定」「債券貸借取引受入担保金」は、現金であること、又は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっております。このうち、国債等は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、レベル1の時価に分類しております。また、地方債及び社債並びに住宅ローン担保証券等は、公表された相場価格を用いていたとしても市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないことから、レベル2の時価に分類しております。投資信託は、取引所終値もしくは公表等されている基準価額によっており、取引所終値がある上場投資信託及び上場不動産投資信託は主にレベル1、それ以外の投資信託は主にレベル2に分類しております。また、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)第24-3項および第24-9項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引及び通貨関連取引であり、観察可能なインプットを用いて割引現在価値等により時価を算定していることから、レベル2の時価に分類しております。

(3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類、期間等に基づき、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。ただし、一部の資産流動化ローンについては、第三者から入手した時価を使用しております。貸出金については、主としてレベル3の時価に分類しております。

(4) 預金

預金のうち、要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は当社の信用スプレッドを加味したイールドカーブから算定しており、算定された時価はレベル2の時価に分類しております。

(5) 借入金

借入金は、将来のキャッシュ・フローを見積もり、同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債の内レベル3の時価に関する情報

- (i) 期首残高から中間期末残高への調整表、当中間会計期間の損益に認識した評価損益
該当ありません。
- (ii) レベル3の時価についての評価プロセスの説明
該当ありません。
- (iii) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
該当ありません。

(注3) 時価算定会計基準適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

①時価算定会計基準適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は評価・換算差額等		購入、売却、発行及び決済の純額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益として計上した額のうち中間貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益
	損益に計上	評価・換算差額等に計上(*)					
-	-	-	4,221	-	-	4,221	-

②時価算定会計基準適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の解約等に関する制限の内容ごとの内訳
一定期間の解約制限があるもの 4,221百万円

(注4) 時価算定会計基準適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

時価算定会計基準適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

期首残高	当期の損益又は評価・換算差額等		購入、売却、発行及び決済の純額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益として計上した額のうち中間貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益
	損益に計上	評価・換算差額等に計上(*)					
3,602	-	43	5,172	-	-	8,819	-

(*) 中間貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(注5) 時価算定会計基準適用指針第24-16項の取扱いを適用した組合出資金等に関する情報

組合出資金等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

組合出資金等(*)	709
-----------	-----

(*) 組合出資金等については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に従い時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2024年9月30日現在)

(単位: 百万円)

	種 類	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	44,610	44,437	△173
	社債	166,576	156,924	△9,652
	小 計	211,187	201,361	△9,825
合 計		211,187	201,361	△9,825

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2024年9月30日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券 (2024年9月30日現在)

(単位: 百万円)

	種 類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	69,615	69,015	599
	国債	25,158	25,063	95
	社債	44,456	43,952	504
	その他	578,474	559,587	18,887
	外国債券	524,715	513,830	10,884
	その他	53,759	45,756	8,002
	小 計	648,090	628,603	19,487
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	237,278	247,682	△10,404
	国債	82,964	92,681	△9,716
	地方債	12,865	12,908	△42
	短期社債	39,994	39,994	—
	社債	101,453	102,098	△645
	その他	304,785	317,648	△12,863
	外国債券	242,461	252,629	△10,167
	その他	62,323	65,019	△2,695
	小 計	542,063	565,331	△23,267
合 計		1,190,154	1,193,934	△3,780

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(収益認識関係)

収益認識に関する会計基準の対象となる収益に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	1,157	百万円
未払事業税	188	
控除対象外消費税	109	
賞与引当金	37	
その他	68	
繰延税金資産小計	1,561	
評価性引当額	△62	
繰延税金資産合計	1,498	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	2,848	
その他	68	
繰延税金負債合計	2,916	
繰延税金負債の純額	1,418	百万円

(持分法損益等)

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	15,237,761円77銭
1株当たりの中間純利益金額	498,332円96銭

(重要な後発事象)

該当ありません。

(単体自己資本比率(国内基準))

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、28.31%であります。